

大口町職員互助会事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町職員互助会（以下「互助会」という。）が行う事業に関し、大口町職員互助会規約（昭和49年互助会規約第1号）第3条第1項第8号の規定による事業について、大口町職員互助会規程（昭和49年互助会規程第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(その他福利厚生の内容)

第2条 互助会は、その他福利厚生として次に掲げる

第3条 助成を行う。

- (1) クラブ助成
- (2) 自己啓発助成
- (3) ボランティア活動助成
- (4) 研修助成
- (5) 健康管理助成

(助成金の交付申請)

第3条 大口町職員互助会会員（以下「会員」という。）が助成金の交付を受ける場合は、大口町職員互助会助成金交付申請書兼受領書（様式第1。以下「申請書」という。）を会長に提出する。

(クラブ助成)

第4条 会員相互が親睦を図り、体力・教養を高めるために設置したクラブに対し、その運営に要する費用のうち、会員1人につき1クラブ当たり年3,000円の助成をすることができる。ただし、当該年度の1人当たりの事業費が3,000円を超えない時はその範囲内とする。

- 2 クラブとは、会員6人以上で構成された一定の条件を具備したものをいう。また、新規に設置する場合には、互助会事務局の審査を受けなければならない。
- 3 クラブがこの助成を受ける場合には、申請書とともに該当年度の事業報告書、収支決算書（若しくは収支決算見込書）及び事業年度終了時の会員名簿を、毎年

度3月31日までに提出する。

(自己啓発助成)

第5条 会員が自己啓発のため受講した通信教育等各種講座、教室等に対し、その1講座の受講料が3,000円以上場合、1講座当たり年3,000円の助成をすることができる。

2 会員がこの助成を受ける場合には、申請書とともにその講座受講料等の領収書等を提出しなければならない。

(ボランティア活動助成)

第6条 会員が継続的なボランティア活動等に参加する場合に、1ボランティア活動当たり年3,000円の助成をすることができる。

2 会員がこの助成を受ける場合には、申請書とともに所属するボランティア団体の規約及びその所属する当該団体の代表者による活動証明を提出するものとする。

(研修助成)

第7条 会員が部又は課等(出先機関を含む。)単位で研修会を行う場合に、会員1人につき年間7,500円を限度額として助成することができる。

2 助成金はその研修会に要する必要経費内とし、2,500円単位で助成することができる。

3 会員がこの助成を受ける場合には、申請書にその研修会の開催概要と、1人当たりの必要経費、それを証する領収書等の写しを提出するものとする。

(健康管理助成)

第8条 会員が検査又は健診を受ける場合、別表第1及び別表第2に掲げる額を助成することができる。ただし、会員の負担額が各助成額を超えないときは、当該会員の負担額を助成額とする。

2 前項にかかる助成金は、検査又は健診後、互助会事務局から会員へ交付するものとする。ただし、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条により大口町が実施する健康診断事業の助成金については、健康診断事業者に支払うことができる。

3 互助会事務局は、会員又は会員の被扶養者が受診した医療機関から、愛知県市

町村職員共済組合の助成相当額の請求を受けた場合は、当該医療機関へ当該助成相当額を支払うことができる。

(助成金の限度額)

第9条 一年度における1人当たりの助成金の限度額は、第4条から第6条までに係る助成金の合計が6,000円とする。

(駐車場の借上げ金)

第10条 会員が公務等に出掛ける場合に、柏森駅駐車場を利用できるよう駐車場を借上げ、その借上料を互助会で負担する。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、互助会事業の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、交付の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 2 平成13年4月1日以後この要綱が施行される前までに受けたこの要綱に規定する同様の助成金は、この要綱による内払とみなす。

(平成23年度における実施事業の特例)

- 3 平成23年度に限り、互助会は、第10条に定める1人当たりの限度額から会員が当該年度に受けた助成額を控除して得た額のうち、各会員から同意が得られた額の総額に2分の1を乗じて得た額(100万円を限度とする。)の範囲内で被災地支援事業を実施する。

- 4 前項の事業の実施について必要な事項は、会長が定める。

(平成25年度から平成29年度までの特例)

- 5 会員が属するボランティア活動団体等が、被災地においてボランティア活動を行う場合、その趣旨に賛同するものの参加できない会員にあっても、その活動支援に限り、第6条に定める助成を受けることができるものとする。

- 6 前項の事業の実施について必要な事項は、会長が定める。

- 7 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間における第7条第1項の適用については、同項中「7,500円」とあるのは、「10,000円」とする。

附 則（平成21年2月27日大口町互助会訓令第1号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町職員互助会事業実施要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 平成17年4月1日以後この要綱が施行される前までに受けたこの要綱に規定する同様の助成金は、この要綱による内払いとみなす。

附 則（平成21年3月30日大口町互助会訓令第2号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月28日大口町互助会訓令第1号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町職員互助会事業実施要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 平成22年4月1日以後この要綱が施行される前までに受けたこの要綱に規定する同様の助成金は、この要綱による内払いとみなす。

附 則（平成23年2月25日大口町互助会訓令第1号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月27日大口町互助会訓令第1号）

この要綱は、平成24年1月27日から施行する。

附 則（平成25年4月26日大口町互助会訓令第1号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町職員互助会事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月24日大口町互助会訓令第1号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町職員互助会事業実施要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月27日大口町互助会訓令第1号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月28日大口町互助会訓令第1号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町職員互助会事業実施要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年4月27日大口町互助会訓令第1号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町職員互助会事業実施要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月25日大口町互助会訓令第1号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町職員互助会事業実施要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月28日大口町互助会訓令第1号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町職員互助会事業実施要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和5年4月25日大口町互助会訓令第1号）

この訓令は、告示の日から施行し、改正後の大口町職員互助会事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第9条関係）

愛知県市町村職員共済組合員

加入保険からの助成の有無	検診種類	助成額
有	人間ドック	6,000円
	脳ドック	6,000円
無	人間ドック 1 会員	6,000円と愛知県市町村職員共済組合の組合員欄に掲げる助成相当額
	2 被扶養者	愛知県市町村職員共済組合の被扶養者欄に掲げる助成相当額
	脳ドック	6,000円と愛知県市町村職員共済組合の助成相当額

別表第2（第9条関係）

労働安全衛生法第66条により大口町が実施する健康診断事業

検診種類	助成額
胃部レントゲン	2,000円
大腸がん検診	1,000円
乳がん検診	2,000円
子宮がん検診	1,000円
前立腺がん検診	1,000円

様式第1(第3条関係)

大口町職員互助会助成金交付申請書兼受領書

助成項目	クラブ・自己啓発・ボランティア活動・研修 ※助成項目を○で囲む					
職員番号 及び氏名	職員番号	氏名	職員番号	氏名	職員番号	氏名
助成金額	クラブ 自己啓発 ボランティア	人 × 3,000円 × □ =				円
	研修	人 × 2,500円 × □ =				円
月 日	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日					
事業等 内容	※別紙添付も可					
<p>上記のとおり助成金の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">課名またはクラブ名</p> <hr/> <p style="text-align: right;">申請(代表)者氏名</p> <hr/> <p>大口町職員互助会会長 様</p>						
<p>申請額のとおり助成金を受領しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請(代表)者氏名</p> <hr/>						
決裁欄	会長		事務局長		担当	